平成２６年（フ）第１６３号
滋賀県高島市安曇川町中央１丁目２番地８
バローゼ７―107号
債務者　杉原製作所こと　杉原　忠夫
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６４号
滋賀県高島市安曇川町中央１丁目２番地８
バローゼ７―107号
債務者　杉原いづみ
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０７号
大津市追分町10番７号　追分マンション303号
債務者　溝　　文吾
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１６号
滋賀県湖南市朝国22番地　ビッグヒルズ312号室、前住所北海道小樽市船浜町７番８号
債務者　今野　貴章
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
鳥取県鳥取市湖山町南５丁目222番地11
債務者　河坂　恵子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９７号
広島市安佐南区川内１丁目10番35―13―205号
債務者　眞方　大司
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４号
広島県尾道市門田町74番３号
債務者　松本　純子（旧姓能見）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第３５号
広島県尾道市門田町74番３号
債務者　能見キミコ
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第３８号
広島県三原市西町１丁目３番16―701号
債務者　谷兼　和樹
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１１５号
山口県下関市新地町２番28―801号　グローバル下関
債務者　吉本　政浩
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
宮崎県児湯郡木城町大字高城3893番地
債務者　宮本　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４１号
鹿児島県日置市伊集院町徳重397番地　グランドパレス伊集院駅前607
債務者　玉利　幸文
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
鹿児島県日置市伊集院町徳重397番地　グランドパレス伊集院駅前607
債務者　玉利かおる
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
鹿児島県鹿児島市城南町２番27―402号
債務者　堅志純一郎
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
鹿児島県鹿児島市中山１丁目15番10号　セジュール中山102号
債務者　岩元　洋一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
鹿児島県鹿児島市新照院町25番18号
債務者　久永めぐみ
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６３号
鹿児島県姶良市加治木町反土2111番地３
債務者　西上床　直
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係